

賛助会員規約

第1条（目的）

本規約は、賛助会員制度に関し必要な事項を定め、事業活動の推進に資することを目的とする。

第2条（資格と職種）

賛助会員の資格を有する者は、当法人の目的に賛同する個人または団体とする。特に職種は問わないものとする。

第3条（入会）

当法人に賛助会員として入会を希望する個人または団体は、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

第4条（賛助会員費）

賛助会員は、以下の会費を納入するものとする。

1. 法人または団体：1口 12万円/年とし、1口以上
2. 個人：1口 1万円/年とし、1口以上

第5条（退会）

賛助会員は、退会届を代表理事に提出して、任意に退会することが出来る。

第6条（賛助会員資格の喪失）

賛助会員は次に掲げる事項に該当する場合、その資格を喪失する。

1. 退会届を提出したとき
2. 成年被後見人または被保佐人になったとき
3. 会員である団体が消滅したとき
4. 賛助会員費を理由なく滞納したとき
5. 法律違反を犯し、刑罰に処されたとき

第7条（除名）

賛助会員が次に掲げる事項に該当する場合、理事会の決議により、これを除名することができる。

1. 定款のほか、理事会もしくは総会の決定に違反したとき
2. 当会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
3. 法的な責任を超えた不当な要求行為があったとき
4. 偽計または威力を用いて当会の業務を妨害されたとき
5. その他、除名すべき正当な事由があるとき

第 8 条（年会費及び抛出金品の返還）

既納の年会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 9 条（賛助会員規約の変更）

本規約は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、規約を変更できる。